

公益社団法人日本バイアスロン連盟
強化指定選手等行動規範

2025 年 9 月 11 日制定

公益社団法人日本バイアスロン連盟（以下、「当連盟」）は、スポーツの健全な発展及び国民からの期待に応え、信頼を確立・向上することを目的に、強化指定選手及び強化スタッフその他当連盟から指定を受けて国内外の諸活動に参加する者（以下、「強化指定選手等」）の行動規範を制定する。

強化指定選手等は、ジャパンバイアスロンを代表する存在としての自覚・誇り・責任をもって次に掲げる・基本方針及び義務を十分に理解し、遵守するとともに、違反条項に十分留意する。

1 基本方針

- (1) 強化指定選手等は、最新の強化戦略プランを理解し、当該プランに掲げられた目標達成に必要な選手の競技力向上のために合理的かつ最大限の努力を行う。また、自己及びチームの目標達成のため、日頃から自らを向上させる意識と好奇心、豊かな感性を持ち、新たな知識・情報等を広く吸収し自らを常にアップデートしていく努力を忘れない。
- (2) 強化指定選手等は日本を代表する存在として品位ある行動を取るとともに、ジャパンバイアスロンの普及・発展・振興のため国内外を問わず「憧れられる存在（別添資料参照）」たるよう自己の内面・外面を磨き続ける。
- (3) 上記（１）～（２）達成のため、強化指定選手等は別掲「セルフチェックシート」により自己を評価し、また互いを評価し合うことにより疎通性のさらなる向上と互いの課題等の認識につなげ、もって選手・スタッフ間の合意形成と相互理解を基調としたチーム運営に協力する。

2 義 務

- (1) 日本国内及び遠征先諸外国の法令並びにスポーツ関係団体が定める各種規則・規程類を遵守すること。
- (2) IBU 及び当連盟が指定する強化合宿、研修会、ミーティングその他必要な事業に可能な限り参加すること。
- (3) 当連盟が指定する調査への回答、計画・報告等の作成・提出を所定の期限までに行うこと。
- (4) JOC、JADA 及び当連盟等が指定するメディカルチェック、各種医学的検査を受診すること。
- (5) 当連盟が行う各種の競技普及活動、広報活動に最大限協力すること。
- (6) クリーンスポーツの象徴たる存在として、ドーピング及びそれに類する行為を絶対に行わないこと。
- (7) 暴力、ハラスメント、差別等人権を侵害する行為を決して行わないこと。
- (8) 反社会的勢力及びその類の組織・団体・個人等との関りを一切持たないこと。
- (9) 北海道・札幌市に所在する日本国内唯一のオリンピック中央競技団体の一員として、種々の場面で地域社会にバイアスロン及びスポーツを通じた貢献を行うこと。
- (10) 国際社会の一員として各国の文化や歴史・慣習を尊重し、国際親善・友好の意識のもと品位と責任ある行動を取る。
- (11) 日本代表チームの監督による運営方針及び戦術的判断、指示に従うこと。ただし、このことは意見を述べることを妨げるものではない。
- (12) 当連盟科学部会医師及びその他医師による医学的判断・専門的所見により、いわゆるドクターストップ等の判断がなされた際は、その指示に従うこと。

3 違反条項

下記事項に該当したと当連盟が判断した強化指定選手等は、その認定の取消・一定期間の資格停止等の措置が適用される。

- (1) 私生活を含め、国内外の諸法規やスポーツ関連規則類、当連盟が定める本行動規範、各種規則・規程類等に違反し、または違反したと疑われる合理的な理由がある場合。
- (2) ケガや病気等により選手またはスタッフとしての活動を継続できないと判断された場合。
- (3) 強化の方針や指示に従わない、あるいは競技力向上に寄与しない行動を取るなどチーム構成員として不適格とみなされた場合。
- (4) その他、当連盟が強化指定選手等とするに不適當と合理的な理由から判断した場合。

公益社団法人日本バイアスロン連盟
会 長 出 口 弘 之 様

誓 約 書

私は、公益社団法人日本バイアスロン連盟の強化指定選手等として、行動規範の内容を十分に理解し、これを遵守することをここに誓約いたします。なお、誓約に反した場合は、強化指定及び国内・海外強化合宿及び競技会等への参加などに係る貴連盟からの指定、参加資格の付与その他の支援を取消又は中止されても一切の異議を申し立てません。

年 月 日

本人署名・押印： _____ 印

所 属： _____

※記載日現在で 18 歳未満の場合は、以下も記載

保護者署名・押印： _____ 印

本人との関係： _____